

本号の掲載記事

- トピック 知財法務「特許出願非公開制度の概要と実務対応」 弁護士 佐々木崇人
- 堂島国際部門だより「中国留学の総括(1)」 弁護士 王 宣麟
- トピック 新法・新制度「日本版 DBS」制度の導入について」 弁護士 矢野亜里紗
- 堂島法律事務所ウェビナーのご案内
- オンライン・シンポジウム「女性・独立社外取締役の現在～就任から「悩み」の克服法まで～」のご案内
- 近時の実務話題&裁判例レビュー 弁護士 大川 治

トピック 知財法務

特許出願非公開制度の概要と実務対応

弁護士 佐々木 崇人



令和6年5月1日、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」といいます。）第5章（以下「特許出願非公開制度」といいます。）が施行されました（経済安全保障法附則第1条第5号、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（以下「法施行令」といいます。）附則）。本稿では、特許出願非公開制度の概要及び実務上の留意点についてご紹介します。

1 特許出願非公開制度の概要

(1) 制度の趣旨

ア 経済安全保障推進法の成立と特許出願非公開制度

経済安全保障とは、経済的な措置を手段とする安全保障を意味します。

政府は、国際情勢の複雑化や、社会構造の変化を背景として、外交や防衛といった旧来の手段による安全保障に加えて、経済上の手段を用いた安全保障に取り組む必要性が高まっていると述べ、特に優先的な法制上の手当てを要する経済分野として、国民生活に不可欠な、①肥料や半導体・天然ガス等の重要物資や、電気・ガス・鉄道等の社会インフラに加えて、

②先端技術を挙げ、これらの確保を通じた安全保障の重要性を強調しています¹。

経済安全保障推進法は、このような背景をもとに、令和4年5月に成立した法律であり、①重要物資や社会インフラに関して、重要物資の安定供給（同第2章）・基幹インフラ役務の安定提供（同第3章）の各制度を、②先端技術に関して、先端的な重要技術の開発支援（同第4章）及び特許出願非公開制度（同第5章）をその柱としています。本稿において取り上げるのは、うち特許出願非公開制度（同第5章）です（なお、既に、同第2章ないし第4章の規定は施行済みです）。

イ 特許出願非公開制度の基本的な考え方

我が国の特許制度は、発明の保護・利用を行うことによつて発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを、その基本思想としています（特許法1条）。具体的には、新規性及び進歩性を持った技術的思想を発明として、特許出願人に独占権を与え、発明を行うインセンティブを与えるとともに、出願された発明を公開することによつて、第三者による新たな発明を促進しています。

もつとも、出願発明の公開は、他国への技術流出の可能性

を生じさせます。特に、発明のうち安全保障上機微な発明については、他国への技術流出によって、我が国の安全保障が脅かされる可能性があり、そのような懸念から、安全保障上機微な発明をなした発明者は、発明の出願を躊躇せざるを得ず、結果的に、先願の地位を得られない状況に陥っています。特許出願非公開制度は、このような安全保障上拡散すべきでない発明、具体的には、安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術（将来の戦闘様相を一変させかねない技術等）及び、国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術（大量破壊兵器への転用可能な核技術等）について²、外国への技術流出を防止すること（以下「機微技術の保護」といいます。）を、その趣旨とする制度です。

機微技術の保護は、安全保障上重要である一方、副次的に、特許出願人や、特許出願人との間で技術開発にしのぎを削る第三者の経済活動に制約を与える効果を有します。したがって、特許出願非公開制度の対象が広汎に過ぎるものとなれば、発明者から発明を行うインセンティブが失われるとともに、第三者による重複発明がなされかねず、我が国の産業の発達を阻害します。

したがって、特許出願非公開制度は、機微技術の保護に加えて、健全な技術開発活動・産業の発達にも目配りをしながら、必要な限度において特許法の原則を修正することを、その基本的な考え方としています。

(2) 制度の概要

特許出願非公開制度は、機微技術の保護と、産業の発達とのバランスを図りながら、発明のうち、制度の適用対象となる発明（以下「保全対象発明」といいます。）を絞り込み、保全対象発明について、特許法の原則を修正しています。

ア 保全対象発明の絞り込み

経済安全保障推進法は、保全対象発明を、特許庁長官及び内閣総理大臣による二段階審査によって絞り込む制度設計としています。

特許庁長官による第一段階の審査（以下「第一次審査」といいます。）においては、審査対象発明が、公開によって安全保障を損なう事態が生ずるおそれ大きい技術の分野³（以下「特定技術分野」といいます。）に該当するか否か（法66条1項、経済安全保障推進法施行令12条1項各号）が、形式的に審査されます。ただし、特定技術分野に属する審査対象発明であっても、保全対象発明とすることが、産業の発達に大きな影響を及ぼす発明については、さらに一定の要件（以下「付加要件」といいます。）を満たす場合に限って、第一次審査を通過することとされています（法66条1項、経済安全保障推進法施行令12条2項・3項）。なお、内閣総理大臣による第二段階の審査（以下「第二次審査」といいます。）の対象となる発明については、外国において特許を出願する前に、まず日本で特許出願をしなければなりません（法78

条1項）。

第二次審査は、特許庁長官が、出願対象書類を内閣総理大臣に送付することによって開始されます（法67条1項）。第二次審査においては、当該発明の公開による安全保障上の影響の有無及び程度に加えて、産業の発達に対する影響その他の事情を考慮のうえで、「当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認められるかどうか」が審査され（法67条1項）、内閣総理大臣が、保全を適当と認めた場合に保全指定がなされ（法70条1項）、当該発明が保全対象発明となります。

イ 効果

経済安全保障推進法は、保全対象発明について、出願公開及び特許査定を留保するとともに（経済安全保障推進法66条7項）、特許出願人に対して一定の制限を課すことによって、機微技術の保護を図っています。なお、特許出願人は、保全対象発明について、出願を取り下げることができず（法72条）、かかる制限から任意に離脱することはできません。

（ア）開示禁止

特許出願人は、正当な理由がない限り、保全対象発明の内容について、第三者に開示することを禁じられます（法74条1項）。ここにいう「正当な理由」とは、開示することが必要かつ相当な場合をいい、開示に真の必要性があるか否か（必要性）、開示を受ける側が、情報を適正に管理するか否か（相当性）等が考慮されます⁴。

（イ）実施制限

特許出願人は、内閣総理大臣の許可がない限り、保全対象発明を実施することを禁じられます（法73条1項）。リバースエンジニアリングといった、実施品から技術の内容を明らかにする技術によって、実施品を通じて保全対象発明の内容が流出することを阻止する点に、かかる規定の趣旨があります。

なお、内閣総理大臣は、保全対象発明の実施によって、発明にかかる情報流出のおそれがない場合には、許可をなすものとされており（法73条3項）、産業の発達に対して、一定の目配りがなされています。

（ウ）適正管理措置及び発明共有事業者追加の承認制

特許出願人は、保全対象発明について、その情報を適正に管理する措置をとることが義務付けられるとともに（法75条1項）、保全対象発明にかかる情報の取扱いを新たに他の事業者に認めるときは、内閣総理大臣の許可を得ることを要します（法76条1項）。

2 実務上の留意点

特許出願非公開制度は、機微発明の保護と、産業の発達を総合考慮し、必要な限度において、特許法の原則を修正する制度です。

かかる制度への違反に対しては、刑事罰が予定され（法92条第1項）、また特許出願の却下がなされ得ることから、

	審査の主体	審査の内容	審査通過による効果
出願前	—	—	第二次審査対象発明の外国出願禁止 (78 I)
第一次審査	特許庁長官	①特定技術分野該当性 ②付加要件の有無	第二次審査の開始 (67 I) 出願公開及び特許査定 ⁵ の留保 (66 VII) 第二次審査中の公開禁止 (68)
第二次審査	内閣総理大臣	対象発明を保全対象と することの可否	取下げ禁止 (72) 実施の許可制 (73 I) 内容開示の禁止 (74 I) 適正管理措置義務 (75)、 取発明共有事業者追加の承認制 (76 I)

保全対象発明に該当し得る発明が生じる可能性がある事業者の方は、かかる制度への対応を、慎重に行わなければなりません。実際に、いかなる対応をなすべきかについて、発明前の対応・発明後の対応について、ご紹介します。

(1) 事前対応 (発明前における対応)

保全指定前であっても、第二次審査の対象となる発明は、外国出願 (特許協力条約に基づく出願を含みます。) をなす前に、まず日本において出願をしなければならないという制約 (以下「第一国出願義務」といいます。) が存在することに、注意が必要です (法 78 条 1 項)。

実際に出願をなさずとも、また保全指定の対象となる発明でなくとも、第一国出願義務の対象となることや、第一国出願義務違反は刑事罰を伴うことから、第二次審査の対象となり得る発明、具体的には特定技術分野に該当する発明が発生する可能性がある企業においては、出願前に発明をスクリーニングし、第一国出願義務違反を生じないようにすることが肝要です。

なお、第二次審査の対象となる発明に該当するか否かについては、事前に、特許庁長官に対して確認を求めることができる制度が設けられていることから (法 79 条 1 項)、判断に迷う発明については、かかる制度を活用することも考えられます。

(2) 事後対応 (発明後における対応)

ア 第一次審査・第二次審査の対応

(ア) 審査期間

特許庁長官による第一次審査は、特許出願によって開始します⁵ (法 66 条 1 項)。第一次審査は、特定技術分野該当性を審査するものであるところ、この該当性判断にかかる事務処理は、現行特許実務における国際特許分類の付与と共通することから、第一次審査によって、特許手続が遅延することは想定されていません⁶。その後、内閣総理大臣による第二次審査がなされます。

法律上明文の規定はないものの、第一国出願義務は、出願

後 10 か月で自動的に解除されることから (法 78 条 1 項ただし書)、第一次審査及び第二次審査は、特許出願後 10 か月以内に行われます。

(イ) 手続における意思疎通の必要性

第一次審査及び第二次審査においては、審査の各段階において、特許出願人と審査担当官との意思疎通がなされることが想定されています。

第一次審査において、特許庁長官は、内閣総理大臣による第二次審査に付するか否かを判断するために必要があるときは、特許出願人に対して、資料の提出及び説明を求めることができるとされており (法 66 条 6 項)、第二次審査においても、内閣総理大臣は、同様に資料の提出及び説明を求めることができるとされています (法 67 条 2 項)。

とりわけ第二次審査においては、審査の初期段階からの意思疎通が想定されており⁷、特許出願人としては、発明や関連技術の内容の把握に資する情報や、保全対象とすることが産業に対して与える影響の有無等について資料を提出し、十分に説明を尽くすことが必要です。

イ 最終的な意思確認

第二次審査の結果、内閣総理大臣が、発明を保全すべきであるとの心証を抱くに至った場合 (「保全指定をしようとする場合」)、内閣総理大臣は、保全指定をなす前に、特許出願人に対して、特許出願を取り下げるか否かの意思確認を行います (法 67 条 9 項)。

前述のとおり、保全指定がなされた場合、特許出願人は、実施の禁止、内容開示の禁止といった種々の規制に服することとなり、本来保全対象発明から得ることができたはずの経済的利益を獲得する機会を喪失するうえ、特許出願の取下げが禁じられ、かかる手続からの離脱もままならないこととなります。本条の規定は、特許出願人に、かかるデメリットを生じる保全指定を回避するために、事前に手続からの離脱の機会を与える点に、その趣旨があります。

出願を取り下げた場合、特許出願人は、先願の地位等の出願の効力を喪失する一方で、発明の実施や内容開示等は自由

になし得ることから、自ら発明を実施し、または第三者に実施させることによって、経済的利益を獲得する機会を得ることができます。一方で、出願を維持した場合、かかる投下資本獲得の機会は失うものの（なお後述のとおり、損失補償制度によって、一定の投下資本の回収は可能であると考えられています。）、先願の地位を確保することができます。

特許出願人としては、これらの要素を総合的に考慮して、出願を取り下げるか維持するかを判断しなければなりません。

ウ 適正管理措置等

保全指定がなされた場合の効果は、前記のとおり（1(2)イ）であり、特許出願人は、経済安全保障推進法の規制に対応する必要があります。

なお、うち適正管理措置（法 75 条 1 項）の具体的実施方法については、「特許出願の非公開に関する制度における適正管理措置に関するガイドライン（第 1 版）」⁸において、講じるべき組織的・人的・物理的・技術的管理措置が定められていますので、かかるガイドラインを参照しながら、具体的な管理措置の構築に取り組む必要があります。

エ 保全指定による損失の最小化

（ア）保全の早期終了に向けた働きかけ

保全指定がなされた場合、保全指定の期間は、保全指定の日から 1 年以内の範囲で定められます（法 70 条 1 項）。もっとも、保全指定は、保全期間満了前に解除がなされることもあれば（法 77 条 1 項）、保全期間満了後、再度延長されることもあります（法 70 条 3 項）。

第二次審査におけるのと同様に、内閣総理大臣が、保全指定の解除・保全指定の延長の可否を判断するにあたっては、特許出願人との意思疎通が重要視されており、内閣総理大臣は、特許出願人に対し、説明及び資料の提出を求めることができることとされています（法 70 条 4 項及び法 77 条 3 項が準用する法 67 条 2 項）。したがって、特許出願人としては、早期の保全指定の解除等を目指して、保全指定を継続する必要性を減少させる事情に関し、説明を尽くす必要があります。

なお、保全指定を継続する必要性を減少させる事情としては、次のような事情が想定されています⁹。

- ・ より高度な技術が開発され、あるいは外部から行われる行為に用いられた場合も国家及び国民の安全を損なう事態を生じさせない対処技術が開発されるなどして、発明の安全保障上の機微性が低下した場合
- ・ 民生利用への展開が見出され、あるいは外国での同じ技術の開発が進むなど、保全指定が経済活動やイノベーションに及ぼす影響が増大した場合
- ・ 国内外において同じ技術について論文発表される、あるいは外国において同じ技術の特許出願が公開される等により、保全対象発明が公知となり、保全の価値が低下し

た場合

（イ）補償の確保

保全指定がなされた場合、特許出願人は、内閣総理大臣の許可がなければ発明を実施できないという制約を受け、発明に対して投じた資本を回収する機会を失います（法 73 条 1 項）。そこで、経済安全保障推進法は、内閣総理大臣の許可を受けられず、または許可に条件を付されたことによって、特許出願人が受けた損失について、これを補償する旨の規定を置いています（法 80 条 1 項）。

したがって、特許出願人としては、保全対象発明の実施ができず、または実施に制限を付された場合、これによって受けた損失について、損失の総額・内訳、算出根拠等を整理し、保全指定と損失との因果関係を示して補償を請求することによって、保全指定による損失の最小化を目指す必要があります。

なお、損失補償の対象は、「通常生ずべき損失」すなわち、保全指定との間に相当因果関係が存在する損失と考えられており、次のような損失が補償の対象となることが想定されています¹⁰。

- ・ 発明の実施を不許可とされたため、保全指定期間中、国内外で製品の製造、販売ができなくなったことにより、保全指定を受けずに製造、販売できていた場合に比して失われた利益に係る損失
- ・ 第三者が保全対象発明と同一の発明を実施したが、特許権が留保されているため、保全指定期間中、特許権に基づく実施許諾料相当額等を請求できないことにより失われた利益に係る損失

（注）

1 令和 4 年 9 月 30 日閣議決定「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」3 頁（https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/kihonhoushin.pdf）。

2 令和 5 年 4 月 28 日閣議決定「特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針」（以下「非公開基本指針」という。）7 頁

（https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/kihonshishin4.pdf）。

3 安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術として、航空機の偽装隠蔽技術、無人航空機、固体燃料ロケットエンジン、通信妨害技術など、国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術として、使用済

み核燃料の分解処理技術、核爆発装置に関する技術などが規定されています。

4 非公開基本指針 8 頁。

5 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）「経済安全保障推進法の特許出願の非公開に関する制度のQ & A」（以下「非公開制度Q & A」という。）8 頁（https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/patent_qa.pdf）。

6 非公開制度Q & A 8 頁。

7 非公開基本指針 14 頁。

8 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/

[patent_tekisei_guideline.pdf](#)

9 非公開基本指針 16 頁。

10 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）「損失の補償に関するQ & A」1 頁（https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/patent_sonshitsu_qa.pdf）。

堂島国際部門だより

中国留学の総括（1）



弁護士 王 宣麟

1 はじめに

当事務所ニュースレターにおいて、私からは、中国の法律に関する最新情報をメインで発信してきましたが、今回からしばらく、中国留学の総括を皆様にお届けしたいと思います。本年5月に人民大学法学院（ロースクール）で行われた修士論文のディフェンス（公聴会）を通過して卒業（修了）が確定したということもあり、良い機会ですので、いくつかのテーマに分けて中国留学を振り返っていききたいと思います。

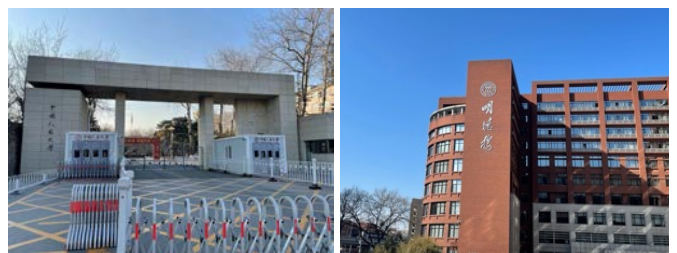
そもそも、アメリカのロースクール（LL.M.）に留学し、ニューヨーク州弁護士の資格を取得して日本に帰国する日本の弁護士はそれなりに数が多いと思いますが、中国のロースクールで修士号を取りに行く日本人弁護士はほとんどいません。そのため、中国留学に関する情報は非常に少ないのが実状だと思います。しかし、私がこの場を借りて現地の情報をシェアすれば、中国留学に関心をもつ人も増えていくかもしれないと思い、筆を執ることにしました。

大きく分けて、①学校生活、②生活面、③法律事務所での研修、④人脈作りというテーマで毎月お伝えしようと思いますが、今月号ではまず①の学校生活について書いてみたいと思います。いずれも現地の生の最新情報を具体的にお届けするため、各回少し長くなってしまうかもしれませんが、日本人弁護士の角度から書かれた中国留学体験記は珍しいかと思うので、ぜひご一読いただければ幸いです。

2 中国人民大学について

そもそも、私が留学した中国人民大学（以下「人民大学」といいます。）ってどこにあるの？という疑問をもつ方も多いかもしれません。日本人にとって清華大学や北京大学は相応に馴染みがある名前だと思いますが、残念ながら人民大学はそれほど有名ではないようです。しかし、人民大学は、中国国内の法学院の中では常にトップレベルだといわれており、実際に、2024年度の最新ランキングでは全国第1位となっています（なお、北京大学は第3位、清華大学は第4位です。）¹。そのため、人民大学は中国国内では非常に人気が高く著名な大学であり、有名な中国法律事務所の弁護士（中国語では「律師」といいます。）の中にも多くの人民大学卒業生がいます。

場所は北京市海淀区に位置しており、周囲には北京大学や清華大学等多くの大学が集まっています。法学フォーラムやセミナー等の大学間交流も盛んに行われているため、外国人留学生を含めた学生同士の交友関係も自然と広がっていきます。日本より遥かに多い人口の競争の中で勝ち抜いた、いわゆる



（※写真左は東門入口、右は「明德楼」と呼ばれる法学棟）

「一流大学」に集まる学生は非常にレベルが高く、英語は当然話することができる、あるいは英語圏への留学経験がある学生も多いので、学内では中国語だけでなく、英語も飛び交っています。そのため、中国語が話せなくても英語で交流することは基本的に問題がないと感じました。また、こういった国際色豊かな環境であるため、「●●人だから～」という理由で差別を受けることも当然ありません。

もう一つ付け加えておくと、中国人の方は、学生であれ社会人であれ、人懐っこい性格の人が日本よりも多い傾向にある気がします。少なくとも私が中国に来てから知り合った中国人の方は非常に友好的で、「朋友」（「友達」の意）になるハードルはとても低いと感じました。一度会えば、すぐに懇親会や食事に誘ってもらえるのです。中国語があまり話せない駐在員たちからも似たような話を聞きますので、言語能力は関係ないと思います。その意味では、現地ですぐに友達ができるので、一人で中国に行くのが心細いという方も、実際それほど心配する必要はないかもしれません。



(※大学関連のイベントとして国際青年フォーラムに参加した際の写真)

3 授業内容等について

(1) 必修科目

話を人民大学ロースクール(LL.M.)に戻すと、授業は全て外国人留学生向けなので、一部の語学の科目を除いて全て英語で行われます。プレゼンテーション、期末試験・レポートや卒業に必要な修士論文も英語を使用することになります。

授業科目でいうと、「憲法」「契約法」「物権法」「知的財産法」「会社法」「民商事紛争解決」「中国法制度」「労働法」「信託法」「外商投資法」「科学技術法」等があり(基本いずれも必修)、授業内容は非常に豊富で、幅広く中国の基礎法を学ぶことができます。特に、民商事系は日本の法制度を参考に行っているものも多くあり、すでに日本の法知識があれば理解が早く進むものもあります。ただし、英語で授業が展開されるものの、さらに自分で内容を掘り下げたい場合に参照する裁判例や論文等の原文は中国語で書かれているものが圧倒的多数なので、中国語が読めない方は翻訳ソフトを利用する必要があります。英語圏から来ている留学生はこの点でわりと苦労しているという話を聞いていましたが、今では高性能な翻訳ソフトもあり、また優しい中国人学生が手伝ってくれることもあり、単位取得のうえではそれほど問題になっていないようです。

なお、レベルに別に分けられた「中国語」の授業もあるため、大学内では法律だけでなく、中国語を学ぶこともできます。

クラスメイトは、皆様々なバックグラウンドを持っており、私の周りでは例えばマレーシア、フランス、イタリア、ドイツ、アメリカ、ネパール、メキシコ生まれの留学生がいました。感覚的には半分以上はいわゆる華僑・華人で構成され、外国人といえども中国語も話せるという人が多いという印象です。授業の中では、互いに自国の法制度を共有する機会も多く、中国にいながら大陸法だけでなく、英米法(コモンロー)も少しではありますがありますが、同時に学ぶことができたのは良かったと思います。

(2) 聴講制度について

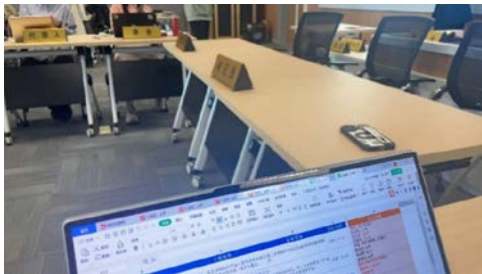
ここからは中国語がある程度出来る人に限定されるのですが、人民大学ロースクールに所属すれば、中国人大学生に交じって中国語で法律の授業(聴講)を受けることができます。こちらはLL.M.の授業よりも更に深い内容を学ぶことができ、また中国語の専門用語も学ぶことができるので、聴講も学習のうえで大変有意義だと感じました。いわゆる実務科目については日本のロースクールと同様、実務の第一線で活躍する大手法律事務所に所属する弁護士が講師を務めてくださいます。そのため、実務上の考えや留意点も直接講師から学ぶことができるため、実践に即している内容になっていると感じました。特に面白いと感じたのは、模擬国際仲裁や模擬民事裁判の授業です。私自身、日本の民事訴訟経験数はかなり多いと自負しているのですが、中国の民事裁判や国際仲裁の経験がなかったので、これも良い機会だと捉え、クラスの中で唯一の外国人聴講生だったにもかかわらず、持ち前の積極性を発揮してグループに加えてもらえました。

グループワークが中心で共通言語は中国語なので、LL.M.とはまた異なった環境で学習をすることができました。最初から当事者一方のチームに所属し、チーム内で分担してケース分析、法律構成・主張・証拠の検討から模擬法廷・模擬仲裁廷当日の役割(いずれも代理人役を務めました)までを担い、クラスに少しでも貢献することができたのではないかと思います。準備のために深夜過ぎまで議論が続くこともしばしばあり、体力的になかなか厳しいときもあったのですが、こうした作業を通じて中国人クラスメイトとも関係を深めることができました。

私自身は日本で生まれ育ったものの、両親が中国人+中華学校卒業のバックグラウンドを持っているため、中国語はネイティブレベルで話することができるのですが、それでもやはり彼等に食らいついていくために各業界の専門用語は別途学習が必要でした。そもそも日本語も同じですが、言葉自体常に変化していくので、今でも英語を含め欠かさず勉強を続けています。



(※模擬裁判当日 1)



(※模擬裁判当日 2)

留学経験がある諸先輩方から、他国の法制度を学ぶことを通じてより自国の法制度に対する理解がより深くなる、という話をよく聞くのですが、やはり私自身も中国法を学ぶうえで日本法との比較を意識していたこともあり、より一層日本法に対する理解も深まったと感じています。

余談ですが、大学の図書館は学期開始1日目から満席で中国人大学生の意識の高さを感じました。現在の中国経済の状況を踏まえると、一流大学の学生であれ自身が希望する職を探すことは容易ではないのです。そのため、学校の試験での成績あるいはインターンシップの経験が非常に大事なので、大学（大学院含め）に入ってから常にも常に努力をして競争の中で勝ち続けなければなりません。勤勉で努力家な友人たちが毎日必死に勉強する姿に私も影響を受け、学習に対するモチベーションも維持することができたのではないかと思います。



(※いずれも中国語で行われる法律授業の教室の様子)

4 研修・修士論文について

LL.M. の必修授業は、基本的に1年目で単位取得を終えるため、後は修士論文を書き上げてディフェンスを通過すれば卒業（修了）することができます。

私の場合、2年目以降は前述したように大学に通って授業の聴講をしながら、中国の法律事務所での研修をしていました。この中国法律事務所での研修については、非常に濃い豊富な内容をお伝えすることができるため、次号以降のニュースレ

ターで総括したいと思いますが、大学に所属していればオプションとして「インターンビザ」を取得することができ、中国の法律事務所内で研修をすることができるのです。そのため、現地の法律事務所です実務経験を積みたいが、就労許可を取るのハードルが高いという方にとっては、大学に所属すること自体に一つの大きな意味があるという部分だけ、ひとまずご留意いただければと思います。

次に修士論文についてですが、私が選択したテーマは、「日中間における AI 生成物の著作権保護」です。知的財産分野の中でも最近特に多くの人に関心を寄せるホットピックを研究しました。OpenAI 社の ChatGPT を始めとして、世界中で数多くのテック企業が競って生成 AI を日々開発しており、今ではパソコンやスマホがあれば誰でも簡単に生成 AI を利用することが可能となりました。中国でもアリババやバイドゥ（百度）等のビッグテック企業が独自の会話型 AI を開発し、すでに中国人ユーザーに提供されています²。その活用方法には無限の可能性があるとされていますが、他方で、法的には、データを読み込ませる学習過程におけるセキュリティ、情報漏洩の問題点や生成物自体に対する著作権の保護や帰属をめぐって中国でも多くの議論が行われています。中国では、AI 生成物に対して著作権を認めるべきとする裁判例がいくつか出されているため、私の論文はその裁判例を中心に中国の学説、日本の学説を比較分析し、そのうえで権利の帰属先についても論じたものとなっています。

ドラフトを書き上げた後、指導教授からレクチャーを受け不足部分を補充する、というのを何度か繰り返した後にディフェンスを迎えることとなります。ディフェンスも勿論、人民大学の教授たちと英語で行うため、中国語は必要ありません。ディフェンスに参加した教授全員の賛成をもらうことができれば晴れて通過、卒業が確定することとなります。



(※左写真はディフェンス当日の様子、右写真はディフェンス後の修正を踏まえて完成した論文)

5 最後に

以上のとおり、現地の言葉が分かるのに越したことはありませんが、中国語がたとえ理解できなかったとしても、英語で中国法を学習し、クラスメイトや大学生同士で交流をすること自体は何ら問題がないため、卒業までそれほどハードルが高くないことはお分かりいただけたのではないのでしょうか。

もちろん自身が進んで学習をしたいと思えば、私のように聴講をすることで、あるいは法律事務所での研修、付近の大学との交流や勉強会等を通じてより一層自身の能力を飛躍させられる環境もあります。英語や中国語など母国語以外の言語を使って学習することは簡単なことではありませんが、このような経験は間違いなく自身のキャリアに大きく貢献し、また弁護士として扱える業務の幅を大きく広げることができたと確信しています。

私自身は人民大学に留学して本当に良かったと思いますし、単に法的な素養や知識・言語能力を磨いただけにとどまらず、日本帰国後も付き合いのいいような沢山の友人に恵まれたことも一つの財産だと考えています。

以上が①学校生活のまとめとなります。大学の学習で得たものは沢山あり、まだまだ皆様に共有したいことが沢山あるのですが、際限がなくなってしまうようなので、一旦ここまでとさせていただきます。

次号では、単に旅行ではなく、生活するうえで気になる部分、特に治安面や食文化などの実際に住むとなった場合の住環境についてシェアしていこうと思います。引き続きご覧いただけますと幸いです。

(注)

1 <https://www.dxsbb.com/news/6760.html>

2 アリババ（厳密には傘下のアリクラウド）では2023年に画像生成するAI「通義万相」や、精緻な文章などを作成できる生成AI「通義千問」が発表されました。また、バイドウでは同年8月に「文心一言」(Ernie Bot)という会話型AIが一般向けにリリースされています。いずれもChatGPTと同様、高い言語処理能力、性能を有するといわれています。

書籍のご紹介



<https://store.kinzai.jp/public/item/book/B/14424/>

定価：1,980円（税込）

編・著者名：章 啓龍／安田 健一 [編著]

発行日：2024年04月03日

判型・体裁・ページ数：四六判・並製・160ページ

ISBNコード：978-4-322-14424-6

「日本版 DBS」制度の導入について



弁護士 矢野 亜里紗

1 はじめに

今般、「日本版 DBS」を導入するための法案として、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」、いわゆる「日本版 DBS 法案」¹が制定され、本年 5 月には、衆議院本会議において全会一致で可決され、同年 6 月 7 日には、参議院においても審議が開始されました。

2 「日本版 DBS」制度の導入の背景

「日本版 DBS」制度とは、国が性犯罪歴をデータベース化して管理し、子どもに接する仕事に就く者に性犯罪歴がないかを、事業者が国に対して照会できる制度のことをいいます。この制度は、イギリスの DBS (Disclosure and Barring Service) 制度を参考とされているため、「日本版 DBS」と言われています。

当該制度の導入の背景としては、昨今、子どもに対する性暴力被害が相次ぎ、社会的な問題となっていることにあります。2022 年に実刑判決が出された、保育士やベビーシッターとして勤務していた者がその立場を悪用して男児 20 人に性的暴行を加えた事件は極めて悪質かつ衝撃的な事件として記憶にまだ新しいかと思われます。

これらの深刻な状況を受けて、子どもを性暴力から守るための施策について検討が重ねられ、その一つとして 2022 年 6 月に改正された児童福祉法では、性暴力等を行ったとして登録を取り消された保育士の再登録が厳格化されました²。もっとも、子どもに対する性暴力を防ぐためには再登録の厳格化だけでは足りず、子どもに接する仕事に就く者の採用時に、犯罪歴を隠して採用がなされてしまうことを防ぐために、国が性犯罪歴等の確認をできる仕組みを導入する必要性が高いとの声が多く挙げられてきました。その声を受け、2023 年 4 月の子ども家庭庁の発足を機に、「日本版 DBS」の有識者会議が立ち上げられ、今般法案提出されるに至ったものです。

3 「日本版 DBS 法案」について

(1) 「日本版 DBS 法案」の概要

「日本版 DBS 法案」は、子どもに対する性暴力が子どもの心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑みて、子どもに接する教育等の事業に従事する事業者を対象に、子どもに対する性暴力を防止するための措置を義務づけることを内容としています³。これらの措置として、以下の4つが定められています。

- ① 教員等業務従事者に研修を受講させること
- ② 子どもからの相談体制を整備すること
- ③ 業務従事者の特定の性犯罪歴の有無を確認すること
- ④ 性暴力の発生が疑われる場合の調査、子どもの保護や支援をすること

これらの中で最も重要視されているのが法案制定の目的ともなった、③の特定の性犯罪歴の確認です。対象事業者は、新規採用者や現在勤務している業務従事者について、以下の流れにより特定の性犯罪歴の確認をし、性暴力から子どもを守るために必要な措置を講ずることを義務付けられることとなります。なお、事業者が性犯罪歴の照会結果の回答を受けた場合、事業者には、厳格な情報管理義務が課され、情報を漏洩した場合には罰則が科せられることとなります。

《確認の手順》

- ① 事業者が子ども家庭庁に照会の申請
なお、申請にあたり、確認対象者から戸籍謄本等の必要書類の提出を受ける必要があり、確認対象者本人も申請の過程で関与する仕組みとなっています
- ② 子ども家庭庁から、特定の性犯罪歴の照会結果についての回答
 - ・ 性犯罪歴がない場合：「犯罪事実確認書」を事業者に交付
 - ・ 性犯罪歴がある場合：確認対象者本人に事前通知をした上で、2週間以内は本人から訂正請求が可能とされ、本人が内定を辞退する場合は事業者性に犯罪歴が通知されず事業者による申請が却下される
- ③ 照会結果を踏まえて、事業者は、性犯罪歴を有する者を子どもに接する業務に従事させないように配置転換するなど、性暴力の防止措置を講じる

(2) 対象事業者

「日本版 DBS 法案」の対象となる事業者には、法案に基づく上記措置を講ずることが義務化される事業者と、任意に認定事業者として認定を受けるかどうか判断することができる事業者がいます。対象となる事業者の例としては、以下のとおりです。

① 義務化の対象事業者

幼稚園・小中高の学校、認可保育所、児童福祉施設、児童相談所など

② 任意に認定を受けるかどうかを決定できる対象事業者

学習塾、スイミングスクール等のスポーツクラブ、芸能事務所、認可外の保育所、放課後の児童クラブ（いわゆる学童）など（但し、学習塾とスポーツクラブは、対面指導や習得期間が半年以上など一定の要件が設けられる予定）

上記の事業者のほかに、個人のベビーシッターが登録するマッチングサービスのサイトについては、運営者が一定の要件を満たした場合には認定事業者として認定される方針ですが、個人事業主としてベビーシッターや家庭教師をされている方や、ボランティアでサッカーコーチをされている方については、任意に認定を受けるかどうか決定できる対象にもならないこととなります。

なお、②の対象事業者が任意に認定を受けることを決めた場合、認定事業者であることを公表することができるため、子どもの親の心情からして認定事業者に人が集まるであろうことを想定して任意とはいえ事業者が認定を受けるインセンティブが働き、実効性が担保できると考えられています。もっとも、認定事業者に人が集まるとなると、これに伴って②の対象ですらない個人事業主などの集客が減ることが想定され、対象事業者の範囲については、情報管理の可否等にも照らし、引き続きの検討の必要が残っています。

(3) 確認対象となる性犯罪歴の範囲

「日本版 DBS」による確認対象は、性犯罪の有罪判決を受けた前科とされ、当該性犯罪の対象としては、強制わいせつ罪や不同意性交等罪などの刑法犯のほか、痴漢や盗撮を取り締まる都道府県の迷惑防止条例違反も含むとされました。なお、対象性犯罪の被害者年齢については限定されず、成年に対して性犯罪を行った者の性犯罪歴も対象となります。

一方で、下着窃盗やストーカー規制法違反は、性的な動機に基づくものかどうかの判断が難しいなどの理由により対象外とされています。

また、事業者が性犯罪歴の確認ができる期間は、以下のとおり定められました。

拘禁刑で実刑の場合	刑の執行終了から 20 年
執行猶予の場合	裁判の確定日から 10 年
罰金刑の場合	刑の執行終了から 10 年

なお、上記期間の制限については、無制限とすべきとの批判も少なくないところではありますが、犯罪歴の調査の結果、

再犯者の 9 割以上が 20 年以内に再犯を行っていること等を踏まえて、今回は 20 年間の期間を設けたのではないかとされています。

4 今後について

今般制定された「日本版 DBS 法案」は、上記のとおり、検討課題が多く、また法施行後の実際の運用についても、例えば、性犯罪歴が確認された者に対する配置転換命令にその者が応じない場合に解雇まで許容されるのかなど労務上の問題や、要配慮個人情報の管理体制をどのように整備するかなど、整理する必要のある事項も多々残されています。

もっとも、今回の「日本版 DBS 法案」は、被害の声を上げにくい子どもたちを性暴力から守るために、法案制定を急ぐ必要があったことからすると、まずはこの法律を制定することを優先させたものと思われ、その観点において、大きな意義のあるものと思われます。

今後、事業者の具体的な対応や留意点などについては、法案成立後にこれらの事項をまとめたガイドラインの策定が予定されているため、ガイドラインの内容も注視し、今後の動きを見守っていく必要があります。

(注)

- 1 日本版 DBS 法案の法律案案文・理由
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e81845c0-3359-433b-b848-edcd539066f5/8bb2b774/20240319_laws_houan_e81845c0_08.pdf
- 2 第 53 回社会保障審議会児童部会による児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001071890.pdf>
- 3 日本版 DBS 法案の概要
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e81845c0-3359-433b-b848-edcd539066f5/c312ac96/20240319_laws_houan_e81845c0_06.pdf

堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。30分・オンラインで気楽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

第8回「損害賠償条項・責任限定条項について」

講師：弁護士 松尾洋輔

開催日時：2024年7月17日（水）15時00分～15時30分

契約書の作成・レビューで必ず遭遇する損害賠償条項・責任限定条項。一見すると定型文言で目が滑りやすいポイントでもあります。今一度その意味と有効性を確認し、レビュー方針や交渉方針について解説します。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_D9vW5BFiRaeo-8yFkD7Mgw



オンライン・シンポジウムのご案内

『女性・独立社外取締役の現在～就任から「悩み」の克服法まで～』

開催日時：2024年7月12日（金）15時00分～17時00分

主催：大阪弁護士会 日本女性法律家協会近畿支部

共催：大阪商工会議所 関西経済連合会 関西経済同友会 特定非営利活動法人日本コーポレートガバナンス・ネットワーク

完全事前申込制

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_IatpfItIQeutUPsiOpC-7A

当事務所の飯島奈絵弁護士がコーディネーターを務めるオンライン・シンポジウムのご案内です。

富永誠一氏（特定非営利活動法人日本コーポレートガバナンス・ネットワーク執行役員リサーチフェロー）、上野直子氏（グラス・ルイスジャパン アジアリサーチヴァイスプレジデント）、越直美氏（OnBoard 株式会社 CEO/ 三浦法律事務所弁護士 / 元大津市長）にご登壇いただき、ますます存在感が高まり、活躍を期待される女性・独立社外取締役の実情等について、講演・パネルディスカッションをお届けします。是非、ご視聴ください。



大阪弁護士会 Zoomウェビナーによる オンラインセミナー 完全事前申込制

シンポジウム

女性・独立社外取締役の現在

～就任から「悩み」の克服法まで～

2024 **7.12** FRY
15:00 - 17:00

完全事前申込制 申込期限：7月5日（金）
本シンポジウムは研修録制作対象講座です（2単位）
申し込み方法は下記URLからご参加ください。

2023年において、3分の1以上の独立社外取締役を選任する企業の比率は、プライム上場企業においては、95%にまで上昇しました。一方、プライム上場企業における従業員の女性割合は、13.4%に過ぎず、10.9%の企業に女性役員がいない状況です。ボード・ダイバーシティ（取締役会の多様性）を求め声が高まる中、政府も「女性版骨太の方針2023」において、プライム市場における女性役員の比率を2030年までに30%とする目標を掲げており、女性社内役員の登用にはなお時間を要する企業も多数ある状況において、女性独立社外取締役の活躍がますます期待されています。

本シンポジウムでは、第1部において、書籍「女性・独立社外取締役～就任経緯、取締役会準備、兼職の実情から「悩み」の克服法まで～」を執筆された富永誠一氏に、女性・独立社外取締役の実情等についてご講演をいただきます。第2部では、それぞれのお立場でボード・ダイバーシティの促進に尽力されているグラス・ルイスの上野直子氏及びOnBoard株式会社の越直美氏にもご参加いただき、女性・独立社外取締役をめぐる動向や取組みをテーマとして、パネルディスカッションを実施します。

現役の独立社外取締役、独立社外取締役に就任希望の弁護士、独立社外取締役の選任を予定されている企業の皆様にとって、独立社外取締役の実情等を知る絶好の機会ですので、ふるってご参加ください。

第1部 基調講演 女性・独立社外取締役の現在（いま）
講師 富永 誠一 氏 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 執行役員 リサーチフェロー

名簿事業紹介 坂川 雄一 弁護士 当会弁護士業務改革委員会委員

第2部 パネルディスカッション
パネリスト 富永 誠一 氏
上野 直子 氏 グラス・ルイス・ジャパン株式会社 アジアリサーチヴァイスプレジデント
越 直美 氏 OnBoard株式会社CEO/三浦法律事務所弁護士/元大津市長
コーディネーター 飯島 奈絵 弁護士 当会委員

主催：大阪弁護士会 共催：日本女性法律家協会近畿支部
後援：大阪商工会議所 関西経済連合会 関西経済同友会 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

近時の実務話題 & 裁判例レビュー



弁護士 大川 治

5月15日 遺言制度のデジタル化に関する調査研究報告書（法務省）

法務省は、本年5月15日、遺言制度のデジタル化に関する調査研究報告書を公表しました¹。

本報告書は、法務省が、遺言制度の見直しに当たっての参考とすべく、公益社団法人商事法務研究会に委託して、諸外国における遺言制度、利用可能なデジタル技術及びニーズ等についての調査・研究を行ったものです。遺言制度のデジタル化については法制審議会民法（遺言関係）部会の主な検討事項の一つであり²、同部会第2回会議（本年5月14日開催）においてデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方が審議されましたが、本報告書はその際の参考資料とされています³。

本報告書は全12章で構成されており、第1章から第7章は諸外国（アメリカ、カナダ、韓国、中国、イギリス、ドイツ、フランス）の遺言制度や遺言制度のデジタル化に関する議論等の調査結果がまとめられています。第8章では弁護士や公証人、大学教授等の有識者から、現行の遺言制度の利用実態やデジタル技術を利用した遺言の利用可能性、遺言制度のデジタル化に際しての課題に関するヒアリング結果がまとめられています。第9章では、令和5年11月に実施された「遺言制度の潜在的利用者を対象とした制度利用意向に関するアンケート調査」の結果が報告されています。第10章では、同アンケート調査回答者1050人のうち5名に対し実施されたインタビュー調査の結果が報告されています。第11章では、アンケート調査やインタビュー調査を踏まえ、現行の遺言制度の利用状況と制度利用者の問題意識、遺言を作成する想定制度利用者とデジタル化された遺言の利用可能性等、デジタル化された遺言の想定利用者についての分析がなされています。最後に第12章では、遺言のデジタル化の大前提となる利用可能なデジタル技術について、協力企業4社へのヒアリング調査も踏まえ、整理しています。

本報告書は大部にわたりますが、今後の同部会での議論の方向性を理解する上で参考になるものと思われます。

(注)

1 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00355.html

2 法制審議会民法（遺言関係）部会資料1・第2・1

<https://www.moj.go.jp/content/001417665.pdf>

3 https://www.moj.go.jp/shingil/shingigi04900001_00246.html

令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号。以下「改正法」といいます。）が成立しました（同月24日公布）¹。改正法は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、①子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、②親権・監護、③養育費の履行確保、④親子交流、⑤養子縁組・財産分与等に関する民法、人事訴訟法、家事事件手続法の規定を見直すものです。いずれも重要な見直しですが、とりわけ今後の家族のあり方に大きな影響を与えるのが、②親権・監護に関する見直しです。

親権とは、子を適切に養育するための親の権利かつ義務であり、同時に親から適切な養育を受ける子の権利かつ義務であると理解されており、その具体的内容は、身上監護権（民法820条）及び財産管理権（民法824条）に大別されます。

現行民法は、親権について、子の利益のために監護・教育の権利義務を負うとして（民法820条）、成年に達しない子につき、親権に「服する」という言葉を用いています（民法818条1項、2項、833条）。そして、誰が親権者であるかに関し、原則として親権は父母が共同して行い（民法818条3項）、例外的に、父母が婚姻関係にない場合には、父母の一方のみを親権者と定めなければならない（民法819条）としています（なお、昭和22年改正前の民法では、父母が婚姻関係にあるか否かに関わらず、子の親権は原則として父母の一方のみが行うこととされていました。）。

改正法は、このような現行民法のありようを見直しています。まず、親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使されるべきことを改めて明文化しています（改正法による改正後民法（以下「改正民法」という。）818条1項。親権に「服する」という用語は姿を消しました。）。

そして、父母が婚姻関係にない場合であっても、父母の一方だけでなく、双方を親権者と指定することができることとなりました（改正民法819条1項、2項）。なお、親権者を父母の一方とするか、双方とするかは、協議離婚の場合、父母の協議に委ねられます。しかし、協議が調わず、父または母が協議に代わる審判を請求した場合や、裁判離婚の場合は、裁判所が定めることとなります（改正民法819条1項、2項、5項）。

さらに改正法は、父母双方が親権者の場合であっても、一定の場合には、父母の一方が親権を行使することができるこ

ととしています。他の一方が親権を行うことができない場合、他の一方からのDV・虐待からの避難や、緊急時の医療等の窮迫の事情がある場合（改正民法824条の2第1項但書2号・3号）のほか、比較的重要性の小さい日常の行為（同条第2項）について、柔軟な親権行使を可能としました。

親権は、あくまで子の利益のために行使すべきものです。父母の双方を親権者とするのが子の利益を害するようでは本末転倒です。そこで、改正法は、子への虐待のおそれがある場合や、DVの有無その他の事情を考慮して、親権の共同行使が困難な場合など、子の利益を害する場合には、裁判所に対し、父母の一方を親権者と定めることを義務づけています（改正民法819条7項）。

冒頭に述べたように、改正法では、親権に関する見直しのほか、養育費の履行確保（養育費債権への先取特権の付与や、法定養育費制度の導入等）、親子交流の実現（婚姻中別居の場面における親子交流や、父母以外の親族との交流にかかる規律の整備等）等を見直しています。これらは、総体として、子の利益の確保を目指すものと考えられます。改正民法のもと、親子関係が、その趣旨に即したありようとなることを望みます。

(注)

1 <https://www.moj.go.jp/content/001419097.pdf>